

## 【第1章（定義）関係】

<金融機関等>

【関連条項】第1条第19号

第1条-Q6 「金融機関（略）若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」の具体的な範囲を教えてください。

(A)

原則として、日本標準産業分類の「J.金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者、及び「K.不動産業、物品賃貸業」のうち「7011.総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が該当します。また、外国法人についても、これらに準ずる者が該当することとなります。

ただし、「6211.中央銀行」や「6616.預・貯金等保険機関」に該当する者のほか、金融秩序・信用秩序の維持や金融・金融取引の円滑化等のための公益的な業務のみを専ら行う者については、対象に含まれません。

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、金融機関等に含まれません。

また、年金基金やファンド等のように信託勘定を取引相手として取引している場合については、金融機関等とみなしてください。

## 【第5章（資金流出）関係】

<変動証拠金の資金決済に伴う時価変動時所要追加担保額の取り扱い>

【関連条項】第37条、第38条

第37条-Q2 変動証拠金の授受に代わり、資金決済として損益額の授受を行うこと（いわゆる変動証拠金の資金決済化）となるデリバティブ取引等について、デリバティブ取引等に係る資金流出額の算定における時価変動時所要追加担保額の計算において、変動証拠金の資金決済は担保の受渡額又は受入額に含まれますか。

(A)

変動証拠金の資金決済化の対象となるデリバティブ取引等において、当該デリバティブ取引等の現在価値の変動は、変動証拠金の決済ではなく担保の授受として取り扱うこととするため、時価変動時所要追加担保額の計算において、当該決済は担保の授受として取り扱います。

## 【第7章（連結安定調達比率）関係】

<小規模の連結子法人等>

【関連条項】第75条

第75条-Q1 連結安定調達比率の計算にあたって、自己資本比率規制の連結範囲に含まれる連結子法人等については規模を問わず含める必要がありますか。

(A)

連結安定調達比率を計算する上での連結の範囲には、自己資本比率の算出にあたり連結の対象に含まれるものであれば、その規模を問わず全ての連結子法人等が含まれます。

ただし、連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも合理的と考えられます。例えば、基準日時点で利用可能な最新の財務諸表情報に基づき、以下のよう

①すべての負債及び資本に係る額の利用可能安定調達算入率を0%とする。

②すべての資産に係る額の所要安定調達算入率を100%とする。

連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等に対して保守的な取扱いを行う場合には、その適用範囲の選定基準や適用方法を明確に定め、定期的に検証する必要があります。また、合理的な理由がない限り、適用範囲の選定基準や適用方法を変更することはできません。

<元本補てん信託>

【関連条項】第 75 条

第 75 条-Q2 信託勘定の元本補てん信託の取扱いを教えてください。

(A)

信託勘定の元本補てん信託については、信託勘定に分類されるものの、預金保険法第 2 条第 2 項に掲げる「預金等」に該当し、銀行の資産・負債と一体としてリスク管理を行うことが適当と考えられることから、安定調達比率の計算においてもこれらと一体として取り扱います(自己資本比率規制とも整合的な取扱い)。すなわち、これらの信託については、以下のような取扱いとします。

- ① 信託勘定と銀行勘定の間内部取引については相殺消去する(したがって、安定調達比率の数値には影響を与えない)。
- ② 外部との取引については、それぞれの取引に応じて利用可能安定調達算入率及び所要安定調達算入率を適用する。

これらの信託については、連結子法人等として連結する取扱いとしている訳ではないことから、単体安定調達比率の計算においても上記の方法に従って計算に含める必要があります。

## 【第9章（利用可能安定調達額）関係】

<変動証拠金の資金決済化を受けた再構築コストの取り扱い>

【関連条項】第80条第1項第1号

第80条-Q1 変動証拠金の授受に代わり、資金決済として損益額の授受を行うこと（いわゆる変動証拠金の資金決済化）となるデリバティブ取引等について、再構築コストの額の算出において、当該取引に係る変動証拠金の資金決済を考慮することはできますか。

(A)

変動証拠金の資金決済化の対象となるデリバティブ取引等に係る再構築コストの額の算出において、当該デリバティブ取引等の現在価値の変動は、変動証拠金の決済ではなく担保の授受として取り扱うこととするため、当該取引に係る変動証拠金の資金決済を考慮することはできません。

<変動証拠金と当初証拠金の区分>

【関連条項】第80条第1項第2号、第86条第1項等

第80条-Q2 変動証拠金と当初証拠金が明確に区別されていない場合にはどのように扱えばよいですか。

(A)

非清算店頭デリバティブ取引について、CSA 契約において独立担保額（independent amount）が求められる場合には、たとえ独立担保額が変動証拠金と差し引いて授受されていたとしても、独立担保額を当初証拠金とみなして計算して下さい。例えば、自分に適用される独立担保額が50、取引相手方に対するエクスポージャー（時価の勝ち分）が30の場合、20の担保差出が求められます。この場合には、差し出している当初証拠金は50、受け取っている変動証拠金は30として計算することになります。

また、清算集中される店頭デリバティブ取引については、支払った証拠金全体からデリバティブの時価変動損失を控除した金額が当初証拠金となります。

<デリバティブ負債から控除する差入変動証拠金>

【関連条項】第80条第1項第2号

第80条-Q3 デリバティブ負債に対して差入れている変動証拠金の安定調達比率における取り扱いを説明してください。

(A)

デリバティブ資産の額の算出にあたっては受け入れた変動証拠金との相殺は第89条第1項に掲げる全ての要件を満たす場合にしか認められません。

一方、デリバティブ負債の額の算出にあたっては、差し入れた変動証拠金との相殺は、担保の種類（現金、国債等）や法的に有効なネットティング契約の有無に関わらず、控除す

ることが求められます。法的に有効なネットティング契約の対象であるときは、法的に有効なネットティング契約を単位として控除してください（第 80 条第 1 項）。法的に有効なネットティング契約が無い場合には、顧客を単位として控除してください。ただし、上記に関わらず顧客合算での控除等、保守的な取り扱いも認められます。

デリバティブ負債と相殺された差し入れた変動証拠金については、二重計上を避ける為に、所要安定調達額を算出する必要はありません。相殺されなかった差し入れた変動証拠金（超過差入分）については、処分上制約のある資産として所要安定調達額を算出して下さい。その際の、処分上制約のある期間は、担保の種類（現金、国債等）に応じ、通常要する担保の授受期間として下さい。

<レポ形式の取引のネットティング>

【関連条項】第 81 条第 2 項、第 90 条第 2 項

第 81 条-Q1 同一の取引相手と行われたレポ形式の取引の現金の受取債権と支払債務の相殺において、相殺されている取引はどのように判断すればよいですか。

(A)

レバレッジ比率告示第 9 条第 2 項に照らして、実際に相殺されている取引を識別可能な場合においては、当該取引を相殺します。

一方、相殺されている取引を識別できない場合には、相殺部分の判定を銀行の任意で行うことが可能です。例えば、ある取引相手と同一エンド日のレポ取引が 60、リバースレポ取引が 100（うちレベル 1 資産の担保が 60、その他の資産の担保が 40）があった場合、レポ取引の 60 と相殺する取引を、まず、その他の資産を担保としたリバースレポ取引の 40、次に、レベル 1 資産を担保としたリバースレポ取引の 20 の順番で相殺していくことが可能です。

<銘柄後決め方式 GC レポ取引の取り扱い>

【関連条項】第 81 条、第 90 条、第 98 条等

第 81 条-Q2 銘柄後決め方式 GC レポ取引の安定調達比率における取り扱いを説明してください。

(A)

銘柄後決め方式 GC レポ取引においては、タームの異なる取引を含めてバスケットベースで資金の支払い債務及び国債の引渡債務のネットティングを行っていることから、担保に差し出している国債についてもネットベースで処分上制約のある資産として認識して下さい。この場合、処分上制約のある期間については、unwind/rewind 方式により日々銘柄割当を行うことから処分上制約のある期間は O/N とみなすことで構いません。

また、第 81 条第 2 項、第 90 条第 2 項で定めるレポ形式の取引の現金の受取債権と支払債務の相殺においては、レバレッジ比率告示第 9 条第 2 項第 1 号に定める通り、「両取引の

最終清算日が同一であること。」が条件となります。ここでの最終清算日は原約定通りのタームで認識して下さい。

<信用取引の取り扱い>

【関連条項】第 81 条、第 90 条等

第 81 条-Q3 我が国における信用取引（制度信用、一般信用）は、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

我が国における信用取引は、レポ形式の取引には該当せず、第 81 条第 2 項及び第 90 条第 2 項の相殺に関する規定は適用されません。その為、信用取引貸付金（信用買いの顧客に対する買付代金の貸付）は通常の貸出として、信用取引貸証券受入（信用売りの顧客から売却代金相当額の代金の受入）については通常の借入として取り扱ってください。

制度信用取引に関しては取引決済までの期限が制度上 6 か月と定められていることから、信用取引貸付金は 6 か月未満の貸出として取り扱えますが、一般信用取引でオープンエンドの場合は、原則として第 97 条第 7 号に該当するものとして 100%の所要安定調達算入率が適用されます。しかしながら、オープンエンド型のリバースレポ取引等と同様に、残存期間の実態が 1 年より短いことを反証可能な場合は、過去の取引実績等に基づく残存期間の割合に応じた所要安定調達算入率を適用可能です。信用取引貸証券受入金も同様に、制度信用であれば 6 か月未満の資金調達、一般信用取引でオープンエンド取引であれば期限の定めのない負債（第 86 条第 1 号）として 0%の利用可能安定調達算入率が適用されます。

<自己資本の額にかかる経過措置>

【関連条項】第 82 条第 1 号、第 2 号、第 3 号

第 82 条-Q1 自己資本の額に経過措置は適用されますか。

(A)

告示第 82 条第 1 号から第 3 号に掲げる自己資本の額には、平成 24 年改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の附則に定められる経過措置は適用されません。

<残存期間の判定方法>

【関連条項】第 82 条第 5 号、第 85 条第 6 号等

第 82 条-Q2 安定調達比率の計算にあたって、残存期間はどのように判定しますか。

(A)

安定調達比率の計算にあたっては、原則として契約上の年限で残存期間を判定してください。例えば、契約において元本を分割して返済（アモチゼーション）していくことが定められている商品の場合は、契約で定められた返済スケジュールに従って元本を割り振っていくことになります。行動オプションを有する商品（住宅ローン債権、定期預金等）に

関しても、本告示やQ&Aにおいて異なる取り扱いが明示されているものを除き、同様です。ただし、全明細を分割返済スケジュールに従ってキャッシュ・フロー展開することが困難な場合には、保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも認められます。

しかしながら、コールオプションやプットオプション等が組み込まれた商品については、これらの契約条件を勘案した上で、価格算定モデル等に基づき合理的な残存期間を見積もることとします。その場合、残存期間の見積もりの合理性について事後的な内部検証が求められます。

<期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間>

【関連条項】第 82 条第 5 号、第 85 条第 6 号等

第 82 条-Q3 期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間はどのように判断しますか。

(A)

期限前弁済又は期限前償還の条項が付いた負債性有価証券又は借入金の残存期間は、負債性有価証券及び借入金の性質に応じて、以下のように区分して考えます。

① 投資家の裁量により、期限前償還の請求ができる負債性有価証券又は借入金については、次回コール日を満期とみなして残存期間を計算します。

銀行の裁量により、期限前弁済又は期限前償還できる負債性有価証券又は借入金については、価格算定モデルに基づいて計算される合理的な期待償還年限に基づいて残存期間を計算することとします。ただし、価格算定モデルにより残存期間が計算できない場合に限り、法定償還日に基づき残存期間を計算することができることとします。

この場合でも、市場において早期償還することが期待されており、早期償還しないことによるレピュテーションリスクの発生等が考えられる場合には、次回コール日に基づいて残存期間を計算することとします。

② 金融指標等により償還が決定される（トリガー型）仕組債等については、価格算定モデルに基づいて計算される合理的な期待償還年限に基づき残存期間を計算します。期限前償還年限の算出が困難な場合は、保守的に次回コール日により残存期間を計算することとします。

<リテール定期預金の取扱い>

【関連条項】第 83 条、第 84 条

第 83 条-Q1 リテール預金及び中小企業等預金のうち定期預金の満期はどのように扱えばよいですか。

(A)

リテール預金及び中小企業等預金の定期預金のうち、以下のいずれかに該当するものについては第 82 条第 5 号に従い残存期間が 1 年以上の負債として 100%の利用可能安定調達算入率を適用することが可能です。

- ① 預入期間の末日までの期間が 1 年以上であって、かつ、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを請求することができないもの
- ② 預入期間の末日までの期間が 1 年以上であって、かつ、当該預金等に係る契約において、預金者等が当該預金等の全部又は一部を解約しようとする場合に、当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払が求められるもの

上記以外のリテール預金及び中小企業等預金の定期預金については、預入期間の定めのない預金と同様に扱って下さい。

<海外営業拠点等におけるリテール無担保資金調達に係る特例>

【関連条項】第 83 条、第 84 条

第 83 条-Q2 流動性カバレッジ比率の計算において、告示第 25 条に定める海外営業拠点等におけるリテール無担保資金調達の特例を適用して、通常より高い資金流出率を適用しているリテール預金や中小企業等預金に関してはどのように取り扱えばよいですか。

(A)

安定調達比率の計算においては、第 83 条の安定預金又は第 84 条の準安定預金として、95%又は 90%の利用可能安定調達算入率を適用して下さい。

<リテール負債性有価証券や満期まで 30 日超のリテール向け負債性の有価証券の取扱い>

【関連条項】第 83 条、第 84 条

第 84 条-Q1 リテール負債性有価証券や満期まで 30 日超のリテール向けの負債性の有価証券に関してはどのように取り扱えばよいですか。

(A)

安定調達比率の計算においては、リテール負債性有価証券や満期まで 30 日超のリテール向けの負債性の有価証券も第 83 条又は第 84 条に定める所要安定調達算入率を適用する対象となりえます。

<預金者、顧客、取引相手方の属性>

【関連条項】第 85 条等

第 85 条-Q1 預金者、顧客、取引相手方の属性が不明な場合には、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

預金者、顧客、取引相手方の属性が不明な場合には、特定できる範囲の中で最も保守的



に取り扱うこととします。すなわち、利用可能安定調達額に関する項目では利用可能安定算入率が最小となるように、所要安定調達額に関する項目であれば所要安定調達算入率が最大となるように取り扱います。

<期限の定めのない負債の範囲>

【関連条項】第 86 条第 1 項等

第 86 条-Q1 期限の定めのない負債に預入期間の定めのない預金やオープンエンド型のレポ取引は含まれますか。

(A)

有価証券のショート・ポジションや支払期限が未確定の負債（繰延税金負債を除く）が期限の定めのない負債に該当します。

しかしながら、要求払預金のように預入期間の定めのない預金については、基準日から 6 ヶ月を経過する日までの間に弁済期が到来する預金と同様の利用可能安定調達算入率を適用します。例えば、金融機関等以外からの要求払預金については 50%の利用可能安定調達算入率が適用されます（第 85 条第 1 号）。

同様に、オープンエンド型のレポ取引についても、残存期間が 6 ヶ月未満のレポ取引と同様の利用可能安定調達算入率を適用します。例えば、金融機関等以外と行うオープンエンド型のレポ取引については 50%の利用可能安定調達算入率を適用します（第 85 条第 1 号）。

<繰延税金負債の取崩しが想定される時期>

【関連条項】第 86 条第 2 項等

第 86 条-Q2 繰延税金負債の取崩しが想定される時期は具体的にどのように判断すればよいですか。

(A)

繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリングを行っている場合には、その解消見込年度に基づき判断します。将来の売却時期が不明確なその他有価証券等、解消見込年度が分からないため税効果会計上スケジューリング不能な一時差異となるものについては、6 か月未満として取り扱うこととします。しかしながら、政策保有株式等のように基準日時点で売却時期の意思決定を行っておらず、将来 1 年以内に売却される可能性が低いと合理的な根拠をもって説明できるものについては、1 年以上として扱うことも可能です。

なお、繰延税金資産については、第 97 条第 7 号に該当するものとし、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングによらず、一律、所要安定調達算入率 100%を適用します。

また、繰延税金資産と繰延税金負債が相殺されて財務諸表に計上されている場合には、繰延税金資産と上記で期間ごとに分類した繰延税金負債を、合理的な方法により割り当て

て下さい。ただし、一度採用した割り当て方法は合理的な理由無しに変更することはできません。

<非支配株主持分の年限分け>

【関連条項】第 86 条第 2 項等

第 86 条-Q3 連結子会社が普通株式で資金調達している場合など、非支配株主持分を生じさせた資本調達手段の満期までの期間はどのように考えればよいですか。
---

(A)

普通株式については期間の定めのないものとして、1 年以上の資金調達手段と同様に 100%の利用可能安定調達比率を適用できます。

一方、優先株式や優先出資証券等で期限前償還できる商品設計のものについては、価格算定モデルに基づいて計算される合理的な期待償還年限に基づいて残存期間を計算することとします。この場合でも、市場において早期償還することが期待されており、早期償還しないことによるレピュテーションリスクの発生等が考えられる場合には、次回コール日に基づいて残存期間を計算することとします。

## 【第 10 章（所要安定調達額）関係】

<貸倒引当金の取り扱い>

【関連条項】第 87 条第 1 項第 1 号

第 87 条-Q1 第 87 条第 1 項第 1 号の「基準日において連結貸借対照表に計上された資産の額」について、貸倒引当金はどのように取り扱いますか？

(A)

貸倒引当金については、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金ともに、資産の控除項目としてマイナス 100%の所要安定調達算入率を適用して下さい。なお、Tier 2 資本の額に算入される額については、別途第 82 条第 3 号に従い 100%の利用可能安定調達算入率を適用して下さい。

<現金の定義>

【関連条項】第 91 条第 1 号

第 91 条-Q1 「現金」の範囲について教えてください。

(A)

現金とは、連結貸借対照表の「現金勘定」を指すものとします。したがって、銀行券・硬貨、外国通貨のほか、手形小切手等も含まれます。ただし、金については第 96 条第 4 号に従って計算して下さい

<中央銀行等への預け金>

【関連条項】第 91 条第 2 号

第 91 条-Q2 中央銀行等への預け金の範囲について教えてください。

(A)

日本銀行への預け金に関しては、基準日における預け金の総額を計上して下さい。

外国中央銀行等に関しては、安定調達比率に関する規制が導入されている国又は地域については、当該規制の定めに従って下さい。当該規制が導入されていない国又は地域については、本邦及び他国の規制を参考に、実態に即したかたちで計上して下さい。

<中央銀行等に対する債権>

【関連条項】第 91 条第 3 号

第 91 条-Q3 第 91 条第 3 号の「中央銀行等に対する債権」について、具体的にどのようなものが含まれますか。

(A)

債権には貸出金以外にも、中央銀行等が発行する債券や中央銀行等を支払人とする手形や小切手も含まれます。第 91 条第 3 号に従い、所要安定調達算入率は 0%となります。

<期限の定めのない資産の満期の振り分け>

【関連条項】第91条第8号、第93条第2号等

第91条-Q4 期限の定めのない資産はどのように満期を振り分ければよいですか。

(A)

期限の定めのない資産について、満期を延長するオプションが銀行の取引相手方にある場合には、当該オプションが行使され満期が延長される前提で残存期間を決定します。その為、例えば借入人に満期を延長するオプションが付与された貸出金（リボルビング形式のもの等）については、満期までの期間を1年以上として扱います。

銀行の裁量により満期を延長できる場合には、銀行が当該オプションを行使しないことにより資金を回収することが考えられますが、満期を延長しないことにより、資金流動性に何らかの問題があるとの風説が流れることを避けるために、銀行は当該オプションを行使することも考えられます。本告示においては、基本的に当該オプションを行使しないものとして残存期間を決定して構いませんが、レピュテーションリスクが存在する場合には当該オプションが行使されるものとして残存期間を決定して下さい。例えば、当座貸越等についても、次回契約更新日に更新される可能性が低く、かつ、更新しないことに対するレピュテーションリスクも存在しない場合には、次回契約更新日を満期として設定可能です。

また、オープンエンド型のリバースレポ取引等についても、基本的には満期は延長されて残存期間が1年以上と扱うことが原則です。然しながら、オープンエンド取引の残存期間の実態が1年より短いことを反証可能な場合は、過去の取引実績等に基づく残存期間の割合に応じた所要安定調達算入率を適用可能です。

なお、残存期間の割合の計算は、基準日から起算して1年前に存在した取引がいつ満期を迎えたか実績を集計し、その残存期間の割合を基に期間区分する方法が考えられます。ただし、推定結果と実績値については、大きく乖離していないか定期的な検証を行うことが必要です。

<中央銀行等が特別に実施するオペレーション>

【関連条項】第92条第2号

第92条-Q1 中央銀行等が特別に実施するオペレーションとは具体的に何が該当しますか。

(A)

日本銀行の場合、現在のところ、該当するオペレーションはありません。外国中央銀行等の場合は、対象国の流動性比率規制上の定めに従うものとします。

<全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの>

【関連条項】第94条第6号、第96条第1項第3号、第97条第5号

第94条-Q1 第94条第6号、第96条第1項第3号及び第97条第5号の「全額が弁済される見込みが十分に高いと認められる」の定義は、流動性カバレッジ比率（第64条-Q1）と同様でしょうか。

(A)

流動性カバレッジ比率とは異なります。債務者区分で正常先又は要注意先（要管理先を除く）に区分される債務者もしくは正常先又は要注意先（要管理先を除く）に該当する信用格付が付与された債務者に対する貸付金や有価証券等が該当します。債務者区分を行っていない場合には、内部管理上で正常先又は要注意先（要管理先を除く）に相当する信用格付が付与された債務者に対する貸付金や有価証券等が該当することとします。

<リスク・ウェイト>

【関連条項】第95条、第96条第1項第2号等

第95条-Q1 内部格付手法採用行については、標準的手法で定められるリスク・ウェイト以外を使用することは認められますか。

(A)

認められません。原則として、全ての貸出金等に対して、標準的手法で定められたリスク・ウェイトを使用する必要があります。ただし、標準的手法の使用が困難な場合には、全てをリスク・ウェイト 35%超とみなして算出することも認められます。なお、保守的であることが担保される場合に限り、上記以外の簡便的な計算をすることも認められます。

<貸出金の部分的な担保・保証>

【関連条項】第95条第2号、第96条第1項第2号

第95条-Q2 貸出金について、担保・保証等により保全された部分と非保全部分で標準的手法によるリスク・ウェイトが異なる場合の取り扱いはどうなりますか。

(A)

担保・保証等で保全された部分と非保全部分に切り分け可能であれば、貸出金を切り分けた上で、それぞれに対応する所要安定調達算入率を適用して下さい。切り分けることが難しい場合には、いずれか高い方の所要安定調達算入率を貸出金全体に適用して下さい。

例えば、処分上制約のない満期1年以上の金融機関等以外への貸出金100億円が信用保証協会の部分保証で貸出金の80%が保証されている場合、保証されている80億円をリスク・ウェイト35%以下（所要安定調達算入率65%）とし、保証の無い20億円をリスク・ウェイト35%超（同85%）として所要安定調達算入率を適用して下さい。

<デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金>

【関連条項】第96条第1項第1号

第96条-Q1 連結貸借対照表に計上されていない資産を当初証拠金又は清算基金として預託した場合の取り扱いはどのようにになりますか。

(A)

担保として受け取った有価証券等のように連結貸借対照表に計上されていない資産を当初証拠金又は清算基金に預託した場合も第96条第1項第1号の所要安定調達額の計算に含めて下さい。

一方、連結貸借対照表に計上されている資産を当初証拠金又は清算基金に預託した場合、第96条第1項第1号に従い計算される所要安定調達額に加えて、処分上制約のある資産としても所要安定調達額を計算すると二重計上になってしまいます。その為、第98条の処分上制約のある資産の計算対象からは、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金及び清算基金を除く扱いとしています。

<クライアント・クリアリングから生じる当初証拠金又は清算基金>

【関連条項】第96条第1項第1号

第96条-Q2 銀行が直接清算参加者として間接清算参加者の清算取次ぎを行っている場合に、間接清算参加者に代わって当初証拠金及び清算基金を中央清算機関へ差し出している場合も、第96条第1項第1号の計算に含める必要がありますか。

(A)

直接清算参加者である銀行が第三者の決済の履行を保証していない場合には、計算に含める必要はありません。

<投資信託等の取り扱い>

【関連条項】第96条第1項第3号

第96条-Q3 上場証券投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(J-REIT)、非上場の投資信託等も第96条第1項第3号に含めることは認められますか。

(A)

認められます。ただし、非上場の投資信託等については、セカンダリー市場において一定の現金化が可能である等、一定の流動性があることを各銀行において疎明できる必要があります。流動性の疎明が困難な商品については第97条第6号に該当する有価証券として100%の所要安定調達算入率を適用して下さい。

また、解約出来ない期間(ロックアップ期間)等が定められているファンドについては、処分上制約のある資産として処分制約期間に応じた所要安定調達算入率を適用して下さい。

<自己資本の調整項目>

【関連条項】第97条第2号、第3号、第4号

第 97 条-Q1 自己資本の調整項目の額と貸借対照表に計上された資産の額が異なる場合（無形固定資産又は前払年金費用の額とこれに係る繰延税金負債の額を相殺している場合、繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺している場合、他の金融機関等向け資本調達手段で一部だけ自己資本の調整項目となる場合等）、どのように取り扱いますか。

(A)

いずれの場合においても、自己資本の調整項目の額とされている部分については第 97 条第 2 号から第 4 号に従って 100%の所要安定調達算入率を適用し、自己資本の調整項目以外の額にはそれぞれの資産に適用される所要安定調達算入率を適用します。

例えば、他の金融機関等向け資本調達手段（流動資産に該当しない上場株式）でダブルギアリングの対象となるものについては、自己資本の調整項目となる部分については 100%の所要安定調達算入率を適用し、残りの部分に関しては、第 96 条第 3 号に従い 85%の所要安定調達算入率を適用することになります。

ただし、自己資本の調整項目との切り分けが困難な資産については、保守的に第 97 条第 7 号に従い 100%の所要安定調達算入率を適用しても構いません。

<処分上制約のある資産の割り当て順序>

【関連条項】第 98 条

第 98 条-Q1 処分上制約のある資産の調達元が不明な場合、どのような順序で割り当てればよいですか。

(A)

原則として、任意の割り当て方法を採用可能です。

例えば、レポ形式の取引等や中央銀行有担保資金取引の担保として差し出している有価証券について、銀行が保有するロング・ポジションを差し出しているのか、レポ形式の取引等やデリバティブ取引等の担保として取引相手方から受け入れたものを差し出しているか不明な場合においては、流動性カバレッジ比率の計算において使用している割り当て方法があれば、それと整合的な割り当て方法に従って割り当てていくこと等が可能です。

ただし、一度採用した割り当て方法は合理的な理由無しに変更することはできません。

<差入担保の残存期間がレポ取引の年限より短い場合>

【関連条項】第 98 条

第 98 条-Q2 差入担保の残存期間がレポ取引の年限より短い場合、処分上制約のある期間はどのようにすればよいですか。

(A)

レポ取引において、差入担保の満期が到来した場合には、担保の差し替えが求められます。このため、差入担保の満期に関わりなく、レポ取引の年限に基づいて、処分上制約のある期間を決定してください。

例えば、1年以上のレポ取引の担保として残存期間が1年未満の有価証券を差し出した場合でも、処分上制約のある期間は1年以上として、所要安定調達算入率は100%を適用して下さい。

<レポ形式の取引等により受け取った有価証券を再担保等に差し出す場合>

【関連条項】第98条等

第98条-Q3 レポ形式の取引等により受け取った有価証券の取り扱い、及び、当該有価証券を再担保に差し出す場合、ショート・ポジションに充足する場合、当初証拠金・変動証拠金として差し入れる場合の取り扱いについてご説明ください。

(A)

レポ形式の取引等により受け取った有価証券は、貸借対照表に計上されているか否かにより取り扱いが異なります。貸借対照表に計上されない場合には、第88条第1号に従い、所要安定調達額の計算は要しません。一方、貸借対照表に計上される場合には、第88条第2号に従い、有価証券の種別や年限等に応じた所要安定調達額が求められます。

また、レポ形式の取引等により受け取った有価証券が貸借対照表に計上されていない場合で、当該有価証券を再担保に差し出す場合、ショート・ポジションに充足する場合、当初証拠金・変動証拠金として差し入れる場合については、以下のように取り扱います。

- ・レポ形式の取引等で再担保に差し出す場合、デリバティブ取引等の担保に差し出す場合、ショート・ポジションに充足する場合は、元々のレポ形式の取引等から生じる受取債権を処分上制約のある資産として扱います。処分上制約のある期間は、レポ形式の取引等で再担保に差し出す場合は、再担保にかかるレポ形式の取引等の年限、デリバティブ取引等の担保に差し出す場合は再担保の期間、ショート・ポジションに充足する場合は元々のレポ形式の取引等の残存期間となります。
- ・当初証拠金又は清算基金として差し入れた場合には、第96条第1号に従い所要安定調達算入率を適用し、元々のレポ形式の取引等から生じる受取債権は、所要安定調達額の計上は不要です。
- ・変動証拠金として差し入れた場合には、第80条第1項に従い、再構築コストの額から相殺された部分については、対応する元々のレポ形式の取引等から生じる受取債権について、所要安定調達額の計上は不要です。相殺されなかった部分については、対応する元々のレポ形式の取引等から生じる受取債権について、処分上制約のある資産として取り扱います。処分上制約のある期間は、通常要する担保の授受期間となります。

<顧客分別金信託の有価証券の信託>

【関連条項】第98条等

第98条-Q4 顧客分別金信託が有価証券の信託の場合はどのように取り扱いますか。



(A)

顧客から差し入れられた有価証券をそのまま預託している場合には、連結貸借対照表に影響しないことから所要安定調達額の算定は不要です。一方、顧客から差し入れられた金銭または有価証券に代えて、自己が保有する有価証券を預託している場合には、以下の取り扱いとしてください。

- ・ 預託した有価証券が連結貸借対照表に計上されている場合には、処分上制約のない資産として、当該有価証券の種別に応じた所要安定調達算入率を適用して下さい。
- ・ 預託した有価証券が連結貸借対照表に計上されていない場合には、所要安定調達額の算入は不要です。

<中央銀行の例外的な流動性オペレーション>

【関連条項】第98条第2項

第98条-Q5 「市場全体にストレスが生じている場合又は例外的なマクロ経済上の課題がある場合に中央銀行等が特別に実施するオペレーション等」とは具体的に何を指しますか。

(A)

日本銀行の場合は、市場全体のストレス時又は例外的なマクロ経済上の課題があるときに、日本銀行がそのマンドートを達成するために特別に実施する、非標準的かつ一時的なオペレーション等が対象となります。

具体的には、現在のところ、以下のオペレーション等が該当します。

- ・ 成長基盤強化を支援するための資金供給
- ・ 貸出増加を支援するための資金供給
- ・ 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
- ・ 共通担保資金供給オペレーション（貸付期間が6か月以上であるものに限り）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション

外国中央銀行等の場合は、対象国の流動性比率規制上の定めに従うものとします。

<与信ファシリティ及び流動性ファシリティの未使用枠>

【関連条項】第99条

第99条-Q1 与信ファシリティ及び流動性ファシリティの未使用枠について、信用供与を行う日や弁済日が、基準日から三十日を超えるものの額も第99条の計算に含めますか。

(A)

含めます。第99条に定める与信ファシリティ及び流動性ファシリティの未使用枠については、ファシリティに基づき取引相手方が銀行又は連結子法人等から信用供与を受けることのできる額の上限のうち、基準日において当該信用供与が行われておらず、かつ、基準日から三十日を超える日に取引相手方が信用供与を受けることが出来る部分を含

みます。

<その他主要な偶発事象>

【関連条項】第 100 条第 1 項第 3 号

第 100 条-Q1 「その他主要な偶発事象」とは具体的に何を指しますか。

(A)

「その他主要な偶発事象」には、例えば、以下に掲げるものが挙げられますが、これらに限定するものではありません。また、必ずしも以下に掲げるものを含む必要はありません。内部の流動性リスク管理上で重要なものについて、その他主要な偶発事象として計上する必要があります。

- ・ 銀行又は関連する導管体、証券投資ビークルやその他の調達ファシリティが発行する債券（仕組債を含む。）の投資家からの期限前償還又は買戻請求
- ・ 投資ファンド等と締結している、契約期間内において定められた投資金額枠までの出資要求（キャピタル・コール）
- ・ MMF 又はその他の価格安定型集団投資ファンド等に対する流動性供給
- ・ 連結対象と判断されないジョイントベンチャー又は少数持分保有のエンティティへの流動性供給
- ・ 引受・販売した債券に対する顧客からの買戻請求

なお、流動性カバレッジ比率との性質の違いに基づき、対象となる事象や範囲、算出する金額は相違することが考えられます。また、すでに保守的な取り扱いがなされている事象等に対して二重計上の必要はありません。

<相互に関係する資産及び負債>

【関連条項】第 101 条

第 101 条-Q1 相互に関係する資産及び負債には具体的にどのようなものが該当しますか。

(A)

「相互に関係する資産及び負債」には、例えば、以下に掲げるものが該当すると考えられます。但し、これらの取引についても第 101 条に掲げる全ての要件を充足しているかどうか銀行内部で検証するプロセスが求められます。

- ・ 銀行が仲介金融機関として資金を転貸する取引（例：国際協力銀行によるツーステップローン等）
- ・ 直接清算参加者としての清算取次ぎ（クライアント・クリアリング）

また、デリバティブ取引等に関しては、上記のクライアント・クリアリングの場合を除き、相互に関係する資産及び負債として利用可能安定調達算入率及び所要安定調達算入率を 0% とすることは認められません。